

香取市佐原景観形成地区景観形成計画

この計画は、地域の豊かな文化遺産と自然を生かしながら、地域固有の歴史的景観をまもり、そだて、つくることにより、市民一人ひとりが親しみと愛着と誇りのもてる、佐原らしい歴史的町並み景観をつくるための基本方針を示すものとする。

1 沿革と現状

佐原の町は、建保6年(1218)に千葉介成胤が香取大神宮寺観音へ宛てた寄進状に「在佐原村内御名田二段」(「旧録司代家文書」)と記されているのが所見で、香取神宮との深い関わりがうかがえる。当時は、小野川右岸を中心とした農村集落であったと考えられる。

佐原に都市的な集落が形成されたのは中世末期と考えられ、「伊能三郎右衛門家文書」によると、天正年間(1573~1592)に新宿(小野川左岸)が開起され、六斎市が開かれている。

近世に入り、利根川の瀬替えが行われ、流量を増すことによって新田開発と舟運が盛んになった。このことにより、佐原河岸は利根川下流地域における物資の集散地として、また、江戸への中継地として飛躍的な発展を遂げることとなる。近世末期には、「佐原は下利根附第一繁盛の地なり。村の中程に川有りて、新宿・本宿の間に橋を架す(大橋と云ふ)。米穀諸荷物の揚下げ、旅人の船、川口より此所まで先をあらそひ兩岸の狭きをうらみ、誠に水陸往来の群衆、晝夜止む時なし。」

(安政2年(1855)の「利根川図誌」)と記されるほどの繁栄をみせている。また、「佐原村差出書上帳」(天保9年(1838))には、「家1,163軒、人数5,647人」とあり、利根川下流域の一大中心地へと成長している。

このように河港商業都市として発展した佐原は、近代に入っても物資の輸送を担う大動脈である利根川水運を背景として、明治31年(1898)の鉄道開通後も活発な商業活動を続けた。大正14年(1925)における佐原駅の米の取扱量は全国でも上位を占めている。

昭和40年代以降流通経済の基盤が大きく変わり、商業都市としての勢いを失ったが、北総地域の中心的な都市としての地位を保っている。

佐原の町並みは、香取街道沿いと小野川沿いに大別される。

香取街道沿いは日常雑貨用品を商う店が、小野川沿いには河港機能と関連する店が連なり、商家群を構成していた。

街道沿いに面する商家と蔵は、比較的小規模で切妻平入りの二階造りが多いのに対し、川沿いには、比較的大規模で寄棟妻入りのものが多い。

また、中央を流れる小野川には、荷揚げ場としての「だし」が残り、川べりの景観を特色づけている。

歴史的な建築物はここ20年ほどの間に減少しているが、河港商業都市としての歴史的な雰囲気が漂う町並みが形成されている。

2 基本方針

小野川と香取街道を核とする旧市街地は、歴史的雰囲気が高い、良好な景観を醸し出している。これらの地域の人々の理解と協力を得て、佐原らしい町並みの個性を守りながら、町並みを保存・修景しつつ、良好な住環境の整備を図る。

また、地域住民の生活の場として、地域の特性を生かし、経済の発展や文化の向上に寄与するものとする。

(1) 住民でつくる景観

町並みは、住民が生活の場として長い時間をかけて作りだしたものであり、住民の生活意識やまちづくりに対する認識が、景観形成に大きな役割を果たすこととなる。

町並み形成の事業を進めていく上においては、行政と地域の人々、あるいは地元組織の間において、常に連絡調整を密にしていくものとし、地域住民の一人ひとりが、まちづくりに対する意識を高め、景観形成を通して、新しいコミュニティの形成を図ることとする。

(2) 経済活動の振興

町並みは、いきいきとした市民生活と活発な経済活動が営まれることにより、その存在価値が見いだされるものである。

地域の経済活動の振興を町並みの保存整備と結びつけ、人々の生活が現われた町並みを形成することとする。

(3) 自然を生かした景観

水と緑に囲まれた自然環境をまもり、そだて、自然と調和した景観と自然に触れられる環境を形成することとする。

(4) 生活環境の充実

都市の生活環境は、住民の安全性や利便性等の整備を行うだけでなく、心のゆとりと豊かさが感じられる物心両面で快適な環境をつくることとする。

(5) 学習の場としての町並み

地域の歴史と文化により作りだされた町並みは、市民や外来者にとって目で確かめることのできる学習の場である。また、子ども達の生活や健全育成においても欠かせない環境である。

このような学習の場としてのより良い町並みを形成することとする。

3 保存・整備計画

歴史的景観を形成している建築物等に適切な修理・修景を施し、併せてその他の建築物等は景観に配慮することにより、個々の建築の多様性と町並み全体の秩序の調和を図りながら、歴史的な町並み景観を保全することとする。

また、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群については、文化財保護法に基づく「伝統的建造物群保存地区」に指定して保護すること

とする。

(1) 建築物等の保存と景観形成

① 指定建築物等の保存

景観上重要な景観形成指定建築物等は、「保全基準」に基づき、その保存に努める。

② 歴史的景観の形成

「景観形成基準」に基づき、景観を誘導するとともに、「修景基準」に基づき、歴史的な景観の形成に努める。

③ 公共施設の修景

市が実施する公共施設整備については、地区の特性に配慮し、景観形成への先導的な役割を担う。

(2) 保存のために必要な助成措置等

① 経費の補助

建築物等の修理、修景並びに新築、増築、改築に要する経費の補助については、別に定める「香取市町並み保存事業助成金交付要綱」に基づいて行う。

② 物資の提供及びあっせん

補足用の瓦など、屋根葺き材料の提供及びあっせんを行う。

(3) その他

① 防災対策と整備

防火施設の整備など地域の防災対策に万全を期する。

② 地域住民組織の推進

地域住民活動団体の組織充実を図り、住民による自主的な活動の取組みを推進する。

③ 啓発活動

広報活動や研修会の開催等、地域住民への啓発活動を実施する。

④ 専門技術者の確保

伝統的な建築物等の保存に関して、重要な役割を担っている建築士や職人等、専門家の組織づくりを行うなど、技術者の確保や要請を行う。

⑤ 協力要請

国や県等への景観形成に関する協力を要請する。

景観形成地区における景観形成基準・修景基準・保全基準

		景観形成基準 (建築行為などを行う場合)	修景基準 (景観形成に積極的に資する建物を建てる場合)	保全基準 (景観形成指定建築物を修理する場合)
建築物	位置・規模	歴史的景観を著しく損なわないものとする。	位置及び規模は、可能な限り伝統的建造物に従うものとする。 特に、道路側の壁面は、伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図るものとする。	景観形成指定建築物については、主としてその外観を維持するため、現状維持、補強工事又は復原修理とする。
	高さ	表通りに面する建物の正面壁面から 3.6m 以内のところでは、最高高さ 10m 以下とする。 それ以外のところでは、最高高さ 12m 以下とする。	周囲の建築物等に合わせ、町並みとしての一体性と連続性を図るものとする。	
	構造	歴史的景観を著しく損なわないものとする。	伝統的建築様式を基本とし、伝統的町並み景観の調和を図るものとする。	
	意匠 (屋根・軒・外壁・窓・色彩)	同上	伝統的建築様式を基本とし、伝統的町並み景観の調和を図るものとする。	
	建築設備等の位置及び形態	同上	伝統的意匠のもののはかは露出しないものとする。	
工作物	位置・規模 構造・高さ 意匠・色彩	同上	歴史的風致の特性に調和したものとする。	原則として、現状維持又は復原修理とする。

(注) 上記基準が適当でないと認められる場合は、別な取り扱いをするものとする。